

《ご寄付いただいた方の特典と寄付の流れ》

1. ご寄付いただいた方の特典

(1) 税制上の優遇措置

ア 個人からのご寄付

○ 所得税の優遇措置

- ① 本学への2千円を超える寄付金は、「特定寄付金」となり所得税の計算上、所得控除（「寄付金控除」といいます。）を受けることができます。
- ② 寄付金控除の額は、その年に支出した特定寄付金の額、又はその年の総所得金額等の40%相当額のうち、いずれか低い金額から2千円を差し引いた額となります。
- ③ 寄付金控除を受けるためには、本学が寄付金受領後にお送りする領収証が必要です。
- ④ 寄付金控除を受ける場合、所轄の税務署に「確定申告」をする必要があります。（本学からの領収証を添付又は提示する必要があります。）

○ 個人住民税の優遇措置

- ① 本学へ2千円を超える寄付をされた方で、寄付をした翌年の1月1日現在、新潟県内にお住まいの方は、寄付をした翌年の個人住民税の計算上、税額控除（「寄付金税額控除」といいます。）を受けることができます。
- ② 寄付金税額控除の額は、その年に支出した寄付金税額控除の対象となる寄付金の額の合計額、又はその年の総所得金額等の合計額の30%相当額のうち、いずれか低い金額から5千円を差し引いた額の10%となります。ただし、新潟県岩船郡関川村にお住まいの方は同村条例により県民税4%のみ軽減されます。
- ③ 新潟県以外にお住まいの方は、取扱が異なります。お住まいの都道府県、市町村役場にお問い合わせください。

イ 法人からのご寄付

- ・ 全額損金算入が可能です。

(2) その他

- 寄付をされた方が同意された場合、お名前を新潟県立大学ホームページ、広報誌等に掲載させていただきます。

2. ご寄付の流れ

- (1) 寄付を検討されている方からのお問い合わせを受け、本学から所定の「寄付申込書」をお送りします。
- (2) 「寄付申込書」に必要事項をご記入いただき、本学にFAX又は郵送していただきます。
- (3) 本学において内容を確認後、振込先のご案内をいたします。
- (4) 本学からの案内に基づき寄付金の払い込みをお願いいたします。
- (5) 本学において入金確認後、速やかに所定の領収書及びお礼状をお送りいたします。

寄付金窓口：新潟県立大学 総務財務課

FAX番号：025-270-5173

郵送先：〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地

